

令和 6 年度 中井町障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進に関する方針

令和 6 年 4 月 1 日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全組織とする。

3 対象施設

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等で次に掲げる事業所

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設に限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）

(2) 障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号の政令で定める事業所で次に掲げる事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所(※)

(※) 重度障害者多数雇用事業所とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業所である。

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20 % 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

5 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、令和6年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達については、平成28年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、庁内各部署に対して、福祉課がその情報を提供する。

(2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の受発注調整にあたっては、県内の事業所で作る共同受注窓口を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

(3) 調達方針の推進にあたっては、町内中小企業やシルバー人材センター等に十分配慮する。

7 調達実績の公表

町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、町が直接発注する物品等に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。